

2020年9月15日

公認クラブ団体 御中
届出サークル団体 御中

学生部スポーツ・文化振興課

今後のクラブ・サークル活動の取り扱いについて（第9報）

新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置について、ご理解ご協力いただきまして、誠にありがとうございます。

さて、本学のクラブ・サークル活動につきましては、国および大阪府の方針に従い、学生の安全を第一に考え、本学が示す活動条件を満たした団体から段階的に活動再開（2020年6月15日以降）を許可しています。今回、下記の期間における活動の取り扱いについて決定しましたので、お知らせいたします。

【期間】 2020年9月19日（土）～2021年1月26日（火）

【方針】 クラブ・サークル活動の条件付き許可

※今後の状況により、期間中に方針を変更することがあります。

■通常の練習／活動（ミーティング含む）

<公認クラブ／届出サークル>

○活動条件を満たした団体のみ活動を許可します。

活動再開の手続きや活動条件などの詳細は「新型コロナウイルス感染症流行下におけるクラブ・サークル活動に関するガイドライン」（別紙）でご確認ください。審査の結果、活動再開を許可しない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

<未届サークル団体>

○新型コロナウイルス感染症が終息するまで活動自粛を要請します。

■学内施設の使用

○「新型コロナウイルス感染症流行下におけるクラブ・サークル活動に関するガイドライン」（別紙）を順守することを条件に使用を許可します。

■学外施設の利用

○ライブハウスやダンススタジオ等、感染拡大のリスクを高める環境（①換気の悪い密閉空間、②人が密集している、③近距離の会話や発声が行われる）での活動は極力控えてください。

○地域のグラウンド、体育館等の利用については、貸主の指示に従ってください。

■合宿

○合宿および親睦を目的とした団体旅行を禁止します。

■公式戦の出場

○学生連盟等が主催する公式戦およびこれに準ずる試合・大会等への参加については、主催者からの案内に準じてください。但し、準備期間が短く、出場による怪我のリスクが高いと判断する場合は、参加を辞退することも検討してください。

■定期公演等の開催

○学内施設で開催する場合は、「新型コロナウイルス感染症流行下におけるクラブ・サークル活動に関するガイドライン」（別紙）を順守することを条件に開催を許可します。

○学外施設で開催する場合は、貸主の指示に従ってください。

■学外団体との交流

○「新型コロナウイルス感染症流行下におけるクラブ・サークル活動に関するガイドライン」（別紙）を順守することを条件に学外団体との対外試合、合同練習／活動を許可します（他大学等へ出向くこと、他大学学生等の学外者を本学に迎え入れること）。但し、交流の範囲は関西圏とします。

■コンパ／バーベキューの開催

- 禁止します。特に、飲食店やカラオケ店等での集まりや、河川敷等でのバーベキューの開催を禁止します。

■その他

- クラブ・サークル内に感染者（同居者含む）が出た場合、当該団体およびその団体と同じ施設で活動していた団体等、濃厚接触者の活動を当面の間、禁止とし、自宅待機とします。

<お願い>

- 感染者（同居者含む）が確認された場合は、直ちにスポーツ・文化振興課へご連絡ください。
- ご家族、同居者を心配させる行動はせず、不要不急の外出（特に夜間）は控えてください。
- 日常生活において、カラオケ店、ボーリング場、パチンコ店、居酒屋、ライブハウス、ダンススタジオ等、感染拡大のリスクを高める環境（①換気の悪い密閉空間、②人が密集している、③近距离の会話や発声が行われる）に身を置かないようにしてください。
- 日常においても、「新しい生活様式」を実践し、適切な感染症予防対策を行ってください。
- 発熱等の風邪症状や新型コロナウイルス感染症と同様の症状がある場合は、自宅で静養してください。症状が改善されない場合や倦怠感、息苦しさ、味覚・嗅覚に違和感等、新型コロナウイルス感染症を疑う症状があった場合は、居住地の保健所等にある「帰国者・接触者相談センター」に電話で相談してください。

※新型コロナウイルス感染症に関するお知らせは、大学ホームページやKVCで随時公表しますので、こまめに確認するようにしてください。

※活動の際は「新型コロナウイルス感染症流行下におけるクラブ・サークル活動に関するガイドライン」（別紙）に基づき活動を行ってください。また、所属学生連盟やその上位連盟が示すガイドラインも参考にしてください。

※2021年2月10日（水）以降については、第10報（2月上旬予定）で連絡します。

以上